

栃木県地域防災計画

平成28年12月

栃木県防災会議

総論

目 次

総 論

- 第1節 計画の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (総論)
- 第2節 本計画の理念と改定項目・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 (総論)
- 第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱・・・・・・・・ 3 (総論)
- 第4節 本県の社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 (総論)

第 1 節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

第 1 計画の目的

栃木県地域防災計画（以下「計画」という。）は、栃木県における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、県、市町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県土、県民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 40 条の規定に基づき栃木県防災会議が策定する計画であり、県、市町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

市町、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第 3 計画の構成

この計画は、本県の地域における水害・台風、竜巻等による風害・雪害、火山災害、火災・事故災害、震災の対策及び原子力対策を体系化したものであって、次の各編から構成される。

1 総論

2 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

3 火山災害対策編

4 火災・事故災害対策編

火災対策

交通事故災害対策

放射性物質・危険物等事故対策

5 震災対策編

6 原子力災害対策編

なお、火山災害対策編及び火災・事故災害対策編に特別の定めがない対策については、水害・台風、竜巻等風害、雪害対策編の規定に沿って対応する。

第 4 修正

県、市町、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期する。

〈資料編 1-1-1 栃木県防災会議条例〉

〈資料編 1-1-2 栃木県防災会議運営規定〉

〈資料編 1-1-3 栃木県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項〉

〈資料編 1-1-4 栃木県防災会議委員・幹事名簿〉

〈資料編 1-1-5 栃木県災害対策・危機管理委員会設置要綱〉

第2節 本県計画の理念と改定項目

～災害に強いとちぎづくりを目指して

平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果や平成28年熊本地震における諸課題を県の防災対策に反映させるとともに、「災害に強いとちぎづくり条例」の基本理念に基づき、引き続き防災・減災対策を推進していくため、計画の改定を行う。

第1 計画の理念

栃木県では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本県における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、次の理念により、栃木県国土強靱化地域計画との整合を図りながら総合的かつ計画的に推進する。

1 県民の生命を守る

地震や台風、竜巻等風害など、本県で今後想定される様々な災害に備え、県民の命を守ることを最優先とした防災・減災対策を行う。

2 自助、互助・共助と公助による支え合い

「災害に強いとちぎづくり条例」で謳われている基本理念を具体的に実行し、災害に迅速かつ的確に対応していくためには、県民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「互助」、社会福祉協議会、災害関係ボランティア団体・NPO、企業等が支援する「共助」、行政による「公助」が、相補って協力していくことが重要である。

このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく。

3 災害に強いとちぎづくりの推進

消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底、災害関係ボランティア団体との連携などを行うとともに、今後発生する災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備など、県民総ぐるみの防災対策により、災害に強いとちぎづくりを目指す。

〈資料編1-1-6 栃木県国土強靱化地域計画の概要〉

第2 計画の改定項目

(1) 災害対策基本法、防災基本計画等の改正を踏まえた対策

災害対策基本法や防災基本計画等の改正に伴い、道路啓開体制の整備等について改正を行う。

(2) 活動火山対策特別措置法の改正等を踏まえた対策

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえた活動火山対策の強化に伴い、火山防災協議会の設置等について改正を行う。

(3) 原子力災害対策指針の改正等を踏まえた対策

UPZ外における防護措置の実施方策に係る考え方が示されたことに伴い、本県における防護措置の想定等について改正を行う。

(4) 平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果を踏まえた対策

平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果を踏まえ、特別警報の発表による災害対策本部の自動設置等について改正を行う。

(5) 平成28年熊本地震における諸課題を踏まえた対策

平成28年熊本地震における諸課題を踏まえ、避難所の円滑な運営等について改正を行う。

第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、県や市町、防災関係機関、県民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、県や市町等による「公助」はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

2 市町・消防機関

市町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、当該市町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関（消防組織法第9条に規定する機関をいう。以下同じ。）は、市町の責務が十分に果たされるよう、法令、市町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市町と連携して実施する。

3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 県民

県民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

〈資料編 1-2-1 防災関係機関一覧〉

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 県

処理すべき業務等の大綱
災害予防対策 <ul style="list-style-type: none">ア 防災に関する組織の整備・改善イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進エ 災害危険箇所の災害防止対策オ 防災に関する施設・設備の整備、点検カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備コ 自主防災組織等の育成支援サ ボランティア活動の環境整備シ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表ス 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施
災害応急対策 <ul style="list-style-type: none">ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立ウ 専門家等の派遣要請エ 災害救助法の運用オ 消火・水防等の応急措置活動カ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施キ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置ク 緊急輸送体制の確保ケ 緊急物資の調達・供給コ 災害を受けた児童、生徒の応急教育サ 施設、設備の応急復旧シ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持ス 県民への広報活動セ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入ソ 県外避難者の受入れに対する総合調整タ 住民の避難・屋内退避、立入り制限チ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示ツ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施
災害復旧・復興対策 <ul style="list-style-type: none">ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進イ 民生の安定化策の実施ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施エ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理オ 損害賠償の請求等に係る支援カ 風評被害による影響等の軽減キ 各種制限の解除ク その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 市町・消防機関

処理すべき業務等の大綱
市町は、法令、市町地域防災計画等により、県に準じた予防、応急及び復旧・復興対策を実施する。ただし、災害救助法適用後は、知事の補助機関として応急対策を実施する。 消防機関は、法令、市町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市町と連携して実施する。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害における金融上の措置に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理、処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の需給調整に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること (7) 農産物等の安全性の確認に関すること 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること (3) 風評被害対策に関すること
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3 国有林産物等の安全性の確認に関すること
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
関東運輸局 (栃木運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運輸事業の災害予防に関すること 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること 3 運輸事業の復旧、復興に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関すること。
栃木労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全(鉱山関係を除く)に関すること 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
関東地方整備局	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救難に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

4 自衛隊

機関名	処理すべき業務等の大綱
陸上自衛隊 第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

5 指定公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本郵便(株) (宇都宮郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 災害特別事務取扱い <ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災地宛て救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 栃木県支部	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 義援金品の募集、配分に関すること 日赤医療施設等の保全に関すること 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
日本放送協会 宇都宮放送局	<ol style="list-style-type: none"> 情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	<ol style="list-style-type: none"> 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 死傷者の救護及び処理を行うこと 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
東日本電信電話(株) 栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
東京ガス(株)宇都宮支社	<ol style="list-style-type: none"> ガス施設の安全、保全に関すること。 災害時におけるガスの供給に関すること。

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本通運(株)宇都宮支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること
KDDI(株)小山テクニカルセンター ソフトバンク(株)	1 通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること
(株)NTTドコモ栃木支店	1 移動通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
東武鉄道(株) 東野交通(株) 関東自動車(株)	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
土地改良事業団体連合会 <土地改良区>	水門、水路の操作に関すること
足利ガス(株) 栃木ガス(株) 佐野ガス(株) 北日本ガス(株) 鬼怒川ガス(株) (一社)栃木県LPGガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
栃木県道路公社	1 有料道路の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
(一社) 栃木県医師会 (一社) 栃木県歯科医師会 (一社) 栃木県薬剤師会 (公社) 栃木県看護協会 (公社) 栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
(福) 栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること。
(一社) 栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
農業協同組合、森林組合 等農林業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関すること 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
商工会議所、商工会等商 工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入院患者等の安全確保に関すること 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関すること 4 被ばく医療への協力に関すること 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入所者の安全確保に関すること 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること 4 福祉避難所としての施設の提供に関すること
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関すること

第4節 本県の社会的条件

本県の社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対する確実な対応の実施に資する。

第1 人口の状況

1 人口の推移

本県の人口は、高度成長期から順調に増加を続け、平成9年には200万人の大台に到達した。しかし、少子化の進展に伴い、近年の人口は平成17年12月1日現在の201万7,664人をピークに減少傾向を示しており、平成27年10月1日現在の本県の総人口（災害救助法適用基準となる最近の国勢調査の結果による人口）は、197万4,255人となっている。

今後も本県人口の減少傾向は続くものと予測される。

（資料：毎月人口推計調査[栃木県統計課]、都道府県別将来推計人口[国立社会保障・人口問題研究所]）

2 一世帯当たりの平均人員

本県の一世代当たりの平均人員は、平成27年10月1日現在2.59人となっており、最大であった昭和15年の5.64人に比べ大きく減少している。この傾向は近年の核家族化の進行等により、今後も続くと考えられ、その結果、高齢者（要配慮者）のみの世帯も増加していくことが考えられる。

○総人口・世帯数

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口(千人)	1,866	1,935	1,984	2,005	2,017	2,008	1,974
世帯数(千世帯)	522	574	625	667	709	746	763
一世帯当たり人数(人)	3.58	3.37	3.17	3.00	2.84	2.69	2.59

（資料：国勢調査）

3 年齢階層別の状況

昭和60年の年齢別人口構成は、年少人口が22.8%、生産年齢人口が66.7%、65歳以上人口が10.5%だったが、平成10年には65歳以上人口が年少人口を上回る“老幼逆転現象”が起こり、平成27年は、年少人口が12.9%、生産年齢人口が61.3%、65歳以上人口が25.9%となり、少子高齢化の傾向が顕著になってきている。

○年齢階層別人口

（単位：千人）

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
0～14歳(年少人口)	426	380	339	307	285	270	253
15～64歳 (生産年齢人口)	1,244	1,315	1,351	1,352	1,337	1,281	1,204
65歳以上	196	239	293	345	391	438	508

（資料：国勢調査）

4 人口集中地区の状況

本県の人口集中地区の面積、人口及び人口密度の推移は下表のとおりであり、人口集中地区（平成27年現在）の状況は以下の図のとおりである。

※人口集中地区=①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

区分	H7	H12	H17	H22	H27
面積(km ²)	172.8	178.2	182.3	189.3	192.11
人口(人)	801,917	825,047	860,034	888,072	892,084
人口密度(人/km ²)	4,641	4,630	4,718	4,691	4,643.6

第2 土地利用の状況

本県の昭和50年以降の土地利用の推移をみると、農用地及び森林の農林業的土地利用が減少し、宅地、道路の都市的土地利用が増加する傾向が続いており、農林業的土地利用と都市的土地利用の構成で、全国平均と比べてみても、本県は都市的土地利用の割合がやや高くなっている。

都市的土地利用の広がりを人口集中地区の動向からみると、人口集中地区面積は、昭和40年では48.1k㎡であったものが平成12年には178.2k㎡へと約3.7倍拡大している。しかし、人口集中地区の人口は昭和40年の40万1,512人から平成12年の82万5,047人と2倍の伸びである。このため、人口密度は、昭和40年の8,347人/k㎡から、平成12年には4,629.9人/k㎡と約4割の減少（低密度、拡散化）となっている。

このような人口の増加を上回る人口集中地区面積の拡大により、道路や下水道等の公共施設の未整備や、消防や警察が短時間のうちに到達できない地区が拡大するといった問題が生じている。

こうした土地利用の無秩序な拡大を防止し、計画的な都市化を進めるため、本県では、平成28年4月現在25市町にわたり41万3,351haを都市計画区域に指定している。

○県土地利用の推移と現況 (単位：ha；%)

区分	S50(構成比)	S60(構成比)	H7(構成比)	H17(構成比)	H22(構成比)
農用地	149,100(23.2)	144,400(22.5)	136,900(21.4)	130,300(20.3)	127,500(19.9)
森林	371,600(57.9)	363,000(56.6)	356,800(55.7)	350,900(54.8)	350,000(54.6)
水面・河川・水路	27,900(4.4)	28,900(4.5)	29,900(4.7)	30,000(4.7)	29,800(4.7)
道路	17,400(2.7)	22,300(3.5)	25,000(3.9)	28,500(4.4)	28,700(4.5)
宅地	30,800(4.8)	37,100(5.8)	43,800(6.8)	48,100(7.5)	50,400(7.9)
その他	44,600(7.0)	45,700(7.1)	48,400(7.5)	53,000(8.3)	54,400(8.5)
合計	641,400(100)	641,400(100)	640,800(100)	640,800(100)	640,800(100)

(資料：とちぎのとち)

第3 経済・産業の状況

本県の経済は、平成14年から平成19年までの戦後最長となる景気の回復の後、世界金融危機の影響により急速かつ大幅に悪化し、平成21年春以降、企業の生産活動等を中心に景気は回復してきているものの、世界金融危機以前の水準には戻っておらず、雇用情勢等も依然として厳しい状況が続いている。

なお、県内総生産は、平成25年度には8兆2,322億円(全国16位)となっている。

本県の産業構造は、平成25年度における県内総生産に占める産業別総生産の割合は、第1次産業が1.8%、第2次産業が39.3%、第3次産業が58.2%となっている。第2次産業の割合は全国(24.4%)と比べて高いが、産業のソフト化・サービス化が進む中、第3次産業の割合が上昇してきており、産業別就業者数も同様な傾向にある。

○産業別総生産額の推移 (単位：億円、%)

区分	S60(構成比)	H2(構成比)	H7(構成比)	H12(構成比)	H17(構成比)	H25(構成比)
第1次産業	2,228(4.4)	2,038(2.8)	1,924(2.4)	1,806(2.2)	1,537(1.9)	1,470(1.8)
第2次産業	25,212(49.3)	36,521(49.4)	36,613(45.6)	34,221(41.8)	33,467(40.7)	32,364(39.3)
第3次産業	24,975(48.8)	37,195(50.3)	44,616(55.5)	48,413(59.2)	46,969(57.2)	47,910(58.2)
県内総生産	51,171	73,997	80,325	81,834	82,175	82,322

(注) 産業別総生産額に控除すべき額を含むため、その合計と県内総生産額は一致せず、構成比の合計も100%にはならない。(資料：とちぎの県民経済計算)

○産業別就業者の推移

(単位：千人、%)

区分		S 6 0 (構成比)	H 2 (構成比)	H 7 (構成比)	H 1 2 (構成比)	H 1 7 (構成比)	H 2 2 (構成比)
栃 木 県	第 1 次産業	127 (13. 5)	102 (10. 2)	87 (8. 4)	75 (7. 2)	69 (6. 8)	55 (5. 8)
	第 2 次産業	367 (39. 1)	398 (39. 7)	389 (37. 4)	373 (36. 2)	332 (32. 6)	300 (32. 0)
	第 3 次産業	445 (47. 4)	501 (50. 0)	562 (54. 0)	583 (56. 0)	605 (59. 5)	583 (62. 1)
全 国	第 1 次産業	(9. 3)	(7. 1)	(6. 0)	(5. 1)	(4. 8)	(4. 8)
	第 2 次産業	(33. 1)	(33. 3)	(31. 6)	(29. 2)	(26. 1)	(25. 2)
	第 3 次産業	(57. 3)	(59. 0)	(61. 8)	(64. 5)	(67. 2)	(70. 6)

(資料：国勢調査)

第 4 社会構造の変化に対する防災面の対応

1 都市化に伴う防災対策

都市化の進展に伴う、人口集中地区の拡大高密度化、危険地域への居住地の拡大等への対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の各種予防対策を講じる。

2 要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される要配慮者の増加に伴い、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

3 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。

このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

4 人的ネットワークの促進

都市化、核家族化等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通しての防災意識の高揚を図る。

5 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。